

「コムストックローン約款」【コムストックローン・ダイレクト】の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成 19 年 9 月 30 日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>第 1 条 (略)</p> <p>第 2 条 (融資要領)</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 返済は、次の方法によります。</p> <p>(略)</p> <p>担保有価証券を売却して当該売却代金 (金融商品取引業者への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。) を返済に充当 (以下「売却返済」といいます。) する方法。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 前号 に定める売却返済は、お客様から申込みを受けて、当社が指定する金融商品取引業者 (以下「売却指定金融商品取引業者」といいます。) において売却の発注を行うことができるものとします。売却約定が成立した場合、当社はお客様から委任を受け、お客様に代わって、売却約定された担保有価証券を売却指定金融商品取引業者へ引き渡し、当該売却代金のうち当社が指定する返済必要額 (お客様から当社に当該売却代金の範囲内で当該返済必要額を超える返済予定額の通知がある場合はその金額) を売却指定金融商品取引業者から受け取り、返済に充当します。</p> <p>(5) 前号後段に定める事項に関する委任については、次のとおり取り扱います。</p> <p>(略)</p> <p>お客様は、お客様の売却指定金融商品取引業者に対する売却代金引渡請求権を第三者に譲渡したり、第三者のために担保を設定したり、重ねて受領を委任しないこと。</p> <p>お客様は、当社が指定する返済必要額 (お客様から当社に当該売却代金の範囲内で当該返済必要額を超える返済予定額の通知がある場合はその金額) を直</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>第 2 条 (融資要領)</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 返済は、次の方法によります。</p> <p>(略)</p> <p>担保有価証券を売却して当該売却代金 (証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。) を返済に充当 (以下「売却返済」といいます。) する方法。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 前号 に定める売却返済は、お客様から申込みを受けて、当社が指定する証券会社 (以下「売却指定証券会社」といいます。) において売却の発注を行うことができるものとします。売却約定が成立した場合、当社はお客様から委任を受け、お客様に代わって、売却約定された担保有価証券を売却指定証券会社へ引き渡し、当該売却代金のうち当社が指定する返済必要額 (お客様から当社に当該売却代金の範囲内で当該返済必要額を超える返済予定額の通知がある場合はその金額) を売却指定証券会社から受け取り、返済に充当します。</p> <p>(5) 前号後段に定める事項に関する委任については、次のとおり取り扱います。</p> <p>(略)</p> <p>お客様は、お客様の売却指定証券会社に対する売却代金引渡請求権を第三者に譲渡したり、第三者のために担保を設定したり、重ねて受領を委任しないこと。</p> <p>お客様は、当社が指定する返済必要額 (お客様から当社に当該売却代金の範囲内で当該返済必要額を超える返済予定額の通知がある場合はその金額) を直</p>

新	旧
<p>接、<u>売却指定金融商品取引業者</u>から受領しないこと。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第3条(担保)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 担保有価証券は、国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株券等の外国証券は除きます。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第4条～7条 (略)</p> <p>第8条(担保有価証券の返戻)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 当社は、次の事項による場合は、第1項の手続きによらず、担保有価証券の返戻の請求があったものとして取り扱います。</p> <p>(1) お客様が第2条第3項第3号 に定める売却返済をした場合 この場合には、当社が<u>売却指定金融商品取引業者</u>から売却代金を受領したときをもって、返戻手続きが完了し、お客様は返戻を受けたものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前号に定めるほか機構において取扱株券等の取扱いが廃止された場合 この場合には、<u>金融商品取引所</u>において上場廃止された日をもって、お客様は返戻を受けたものとします。なお、当該株券等は、機構における取扱廃止日以降、お客様へ郵送等の方法により返還します。ただし、第6条第9号に該当する株券については、この限りではありません。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条(追加担保等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、当社は直ちに、担保有価証券を必ずしも法定の手続きによらず一般に相当と認められる方法、時期、価格等により当社において取立てまたは処分の上、その取得金から諸費用(<u>金融商品取引業者</u>に対する諸費用を含みます。)を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の</p>	<p>接、<u>売却指定証券会社</u>から受領しないこと。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第3条(担保)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 担保有価証券は、国内の<u>証券取引所</u>に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株券等の外国証券は除きます。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第4条～7条 (略)</p> <p>第8条(担保有価証券の返戻)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 当社は、次の事項による場合は、第1項の手続きによらず、担保有価証券の返戻の請求があったものとして取り扱います。</p> <p>(1) お客様が第2条第3項第3号 に定める売却返済をした場合 この場合には、当社が<u>売却指定証券会社</u>から売却代金を受領したときをもって、返戻手続きが完了し、お客様は返戻を受けたものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前号に定めるほか機構において取扱株券等の取扱いが廃止された場合 この場合には、<u>証券取引所</u>において上場廃止された日をもって、お客様は返戻を受けたものとします。なお、当該株券等は、機構における取扱廃止日以降、お客様へ郵送等の方法により返還します。ただし、第6条第9号に該当する株券については、この限りではありません。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条(追加担保等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、当社は直ちに、担保有価証券を必ずしも法定の手続きによらず一般に相当と認められる方法、時期、価格等により当社において取立てまたは処分の上、その取得金から諸費用(<u>証券会社</u>に対する諸費用を含みます。)を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充</p>

新	旧
<p data-bbox="197 204 1108 277">弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には当社はこれを権利者に返還するものとします。</p> <p data-bbox="147 292 432 320">第11条～20条（略）</p> <p data-bbox="1032 336 1108 365">以上</p> <p data-bbox="147 379 304 408">平成19年9月</p>	<p data-bbox="1180 204 2089 277">当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には当社はこれを権利者に返還するものとします。</p> <p data-bbox="1128 292 1413 320">第11条～20条（略）</p> <p data-bbox="2016 336 2092 365">以上</p> <p data-bbox="1128 379 1285 408">平成18年5月</p>